

議案第 22 号

野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年野田市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 7 条第 3 項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第 28 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 7 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第30条第2項第3号及び第4号、第32条第2項第3号及び第4号、第45条第2項第3号及び第4号並びに第48条第2項第3号及び第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を整備しようとするものである。

野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年野
田市条例第19号)

改 正 案	現 行
(保育所等との連携) 第 7 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。	(保育所等との連携) 第 7 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第 28 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第 1 項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供され

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供

る場合 小規模保育事業 A 型事業者等

(2) (略)

6・7 (略)

(食事の提供の特例)

第 17 条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

(職員)

第 30 条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 15 人につき 1 人(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 25 人につき 1 人

3 (略)

(職員)

第 32 条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

される場合 第 28 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)

(2) (略)

4・5 (略)

(食事の提供の特例)

第 17 条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

(職員)

第 30 条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 20 人につき 1 人(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人

3 (略)

(職員)

第 32 条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

(職員)

第45条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(職員)

第48条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

(職員)

第45条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(職員)

第48条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。